

支出負担行為担当官
防衛省情報本部
総務部長 村上 健悟

再 公 告

下記により一般競争入札を実施するので、入札及び契約心得を熟知の上、参加されたい。

1 競争に付する事項

件 名 : 画像データの取得 (その9)
要 求 番 号 : 51-04-0208-4014
規 格 : 仕様書のとおり
履行期間 (履行期限) : 令和4年4月1日～令和4年7月31日
履 行 場 所 : 情報本部 (市ヶ谷)
備 考 : 税抜 (8その他 (3) イによる)

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省競争参加資格 (令和4・5・6年度の全省庁統一資格) の有資格者で「役務の提供A、B、C」の等級に格付されている者であること。なお、令和4・5・6年度の全省庁統一資格申請を申請受付期間内に終了し、資格審査結果通知書が未到着である場合は、申請書の写し及び令和1・2・3年度の資格審査結果通知書を入札参加届提出時に提出すること。この場合、令和4・5・6年度資格審査結果通知書が届き次第、速やかに写しを提出すること。
- (4) 格付けされている令和4・5・6年度防衛省競争参加資格 (全省庁統一資格) の等級にかかわらず、グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム (J-Start-up) に選定された事業者であり、当該入札に係る役務の提供等の分野における技術力を証明できる者であること。
- (5) 防衛省情報本部長から又は防衛省としての指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状態にある者でないこと。
- (7) 現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、該当者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 「会社更生法 (平成14年法律第154号)」による更生手続開始又は、「民事再生法 (平成11年法律第225号)」による再生手続開始を申立てられていない者、但し更生手続開始の決定又は、再生手続開始の決定を受けた者で、以下の①から③の書類をすべて提出した者を除く。
 - ①更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書 (コピー可)
 - ②許可決定に伴い定款、役員等に変更等があった場合にはそれを証明する書類 (コピー可)
 - ③上記②に伴う競争参加資格審査申請書変更届
- (9) 都道府県警察から暴力団関係業者として排除するよう要請があり、当該状態が継続する有資格業者でないこと。

3 契約条項を示す場所

防衛省情報本部総務部会計課 (東京都新宿区市谷本村町5-1)

4 入札会場・日時

- (1) 入札会場 : 防衛省E2棟3階 内局入札室
- (2) 入札日時 : 令和4年3月18日 (金) 13時45分

5 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 : 免除 (但し、落札者が契約を締結しない場合は、入札金額の5%の額を違約金として現金徴収する。)
- (2) 契約保証金 : 免除

6 入札の無効 : 本公告2項に示す参加資格が無い者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 契約書作成の要否 : 要

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を提出すること。

提出期限 : 令和4年3月16日 (水) 10時00分

(2) 適用する契約条項等

- ・役務請負契約条項
- ・暴力団排除に関する特約条項
- ・談合等の不正行為に関する特約条項
- ・情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項
- ・装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項
- ・資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項
- ・部分払に関する特約条項

(3) 落札者の決定方法 :

- ア 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、入札書の最低価格の入札書を提出した者で、かつ、有効な入札を行ったものを落札者とする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 端数処理 : 入札書に記載された金額の110/100に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
- (5) 下請負 : 現に指名停止を受けている者の下請負については、原則として認めないものとする。ただし、下請負を行うことが真にやむを得ないと認められる場合には、この限りでない。
- (6) 郵便入札等 : 入札時間までに入札会場へ到着したものに限り。
- (7) 仕様書等 : 仕様書については、9に示す照会先に問い合わせのこと。
- (8) 入札に関する条件 : 仕様書第2.2項に定める本役務の実施体制並びに第4.3.2項1) から3) までに定める情報保全に係る履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること。(提出期限 : 令和4年3月16日10時00分。必要に応じ追加資料を求められることがある。)

9 本公告に関する照会先

東京都新宿区市谷本村町5-1 防衛省情報本部総務部会計課 担当 : 契約専門官
TEL 03-3268-3111 (内線) 31754 FAX 03-5225-9641